

事務連絡  
令和3年3月2日

障害児通所支援事業所 管理者 殿

宮崎県障がい福祉課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う  
医療的ケア児の基本報酬や看護職員配置加算等への対応について

このことについて、4月以降、医療的ケア児に係る基本報酬や看護職員配置加算は、市町村による医療的ケア児での支給決定を基に算定されることになります。

つきましては、このことに伴い、該当事業所等におかれましては、下記のとおりご対応をお願いします。

記

1 対応が必要な事業所・施設

- (1) 看護職員加配加算を算定している非重心の児発・放デイ事業所で、新基準(医療的ケア児3段階)での報酬請求を予定している事業所
- (2) 看護職員加配加算を算定している主たる重心の児発・放デイ事業所で、令和3年4月以降も同加算の算定を予定している事業所
- (3) 主たる重心の児発・放デイ事業所に医療的ケア児がサービスを利用しており、新基準での報酬請求を予定している事業所
- (4) 非重心の児発・放デイ事業所に、新スコアの対象となる重心児がサービスを利用しており、新基準での報酬請求を予定している事業所
- (5) 非重心の児発・放デイ事業所で、看護職員を配置していたが、看護職員を算定していなかった事業所で新基準での報酬請求の対象となる事業所など

2 具体的な対応

・旧判定スコアについて、引き続き医療的ケアを必要とする障がい者の保護者に対して、4月以降の報酬取扱いや、旧判定スコアによる判定結果を市町村に提供する旨説明

・支給決定権者(市町村)に、支給決定情報を「医療的ケア児」に決定するよう依頼

※ 市町村へは3月12日(金)までにスコアを提供すること

3 その他

・上記を含め、今回の改定にかかるQ&A等は今後国から随時発出予定

・報酬改定の内容は現在国の方でパブリックコメント中のため、今後、変更が生じる可能性あり

担当:障がい児支援担当 橋口  
TEL:0985-26-7068